

愛知県水防計画の変更（案）要旨について

1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及び水門等の操作、水防団等の活動及び水防管理団体間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 愛知県水防計画の主要な変更点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更する。

2024 年度重要水防箇所集計表

	2024 年度		2023 年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減		
	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	
河川	国	712	403	738	401	42	26	16	28	▲26	2
	県	245	89	249	93	4	4	0	0	▲4	▲4
	市町村	128	79	128	79	0	0	0	0	0	0
	小計	1,085	571	1,115	573	46	30	16	28	▲30	▲2
海岸	16	14	16	14	0	0	0	0	0	0	
ため池	502	46	510	47	16	2	8	1	▲8	▲1	
合計	1,603	631	1,641	634	62	32	24	29	▲38	▲3	

(2) 水防に関連する予報・警報の発表基準

気象庁の発表する大雨警報等の発表基準の変更等に伴い、記載を変更する。

(3) 水位周知河川の水位情報の読替え

水防法第 13 条第 2 項の規定に基づき河川の水位情報を周知する河川（水位周知河川）の基準観測所に設置されている水位計が被災等により正常な水位観測ができなくなった場合に、近傍の危機管理型水位計の水位により水位情報を発表することとしているが、水位データの蓄積が進んだことを踏まえ、読替えの基準をあらかじめ整理し記載した。

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（第 7 条 1 項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである（第 7 条 5 項）。